

○大洲市工事請負契約約款 新旧対照表（令和6年4月1日）

新	旧
<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第30条</p> <p>第1項～第3項 省略</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（<u>以下この条において「損害合計額」という。</u>）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>第5項・第6項 省略</p> <p>第31条～第56条 省略</p>	<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第30条</p> <p>第1項～第3項 省略</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（<u>第6項において「損害合計額」という。</u>）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>第5項・第6項 省略</p> <p>第31条～第56条 省略</p>